

特定技能制度及び育成就労制度の 分野別運用方針の改正について



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

特定技能制度及び育成就労制度の 分野別運用方針の改正（案）に係る概要

所管	分野	業務区分数	受入れ見込数(人)			業務区分
			特定技能1号	育成就労	分野全体	
厚生労働省	介護	1	146,900 (+20,000)	13,800 (-20,000)	160,700 (±0)	・介護
	ビルクリーニング	1	32,200	7,300	39,500	・ビルクリーニング
	リネンサプライ	1	4,300	3,400	7,700	・リネンサプライ
経済産業省	工業製品製造業	17→19	199,500 (±0)	119,700 (±0)	319,200 (±0)	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 ・電線・ケーブル製造 ・プレハブ住宅製品製造 ・家具製造 ・定形・不定形耐火物製造 ・生コンクリート製造 ・ゴム製品製造 ・かばん製造 ・板ガラス加工 ・ガラス熔融成形
国土交通省	建設	3	76,000 (±0)	123,500 (±0)	199,500 (±0)	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備
	造船・船用工業	3	23,400	13,500	36,900	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器
	自動車整備	2	9,400	9,900	19,300	・自動車整備 ・車体整備
	航空(※2)	2	4,600 (-300)	300 (+300)	4,900 (±0)	・空港グランドハンドリング(育成就労産業分野の設定) ・航空機整備
	宿泊	1	14,800	5,200	20,000	・宿泊
	自動車運送業	3	22,100		22,100	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者
	鉄道	6	2,900	1,100	4,000	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員 ・駅・車両清掃
	物流倉庫	1	11,400	6,900	18,300	・物流倉庫
農林水産省	農業	2	73,300	26,300	99,600	・耕種農業 ・畜産農業
	漁業	2→3	14,800 (±0)	2,600 (±0)	17,400 (±0)	・漁業 ・養殖業 ・水産物産地卸売市場業
農林水産省 財務省	飲食料品製造業	2	133,500 (±0)	61,400 (±0)	194,900 (±0)	・飲食料品製造業 ・水産加工業
農林水産省	外食業	1	50,000	5,300	55,300	・外食業
	林業	1	900	500	1,400	・林業
	木材産業	1	4,500	2,200	6,700	・木材産業
環境省	資源循環	1	900	3,600	4,500	・廃棄物処分業(中間処理)
			825,400 (+19,700)	406,500 (-19,700)	1,231,900 (±0)	

※1 赤字は、新規追加を検討中の分野・業務区分。緑字は、既存の業務区分の中で業務等（主たる技能、業務又は産業分類）の追加等を検討中の業務区分。

※2 航空分野は育成就労産業分野の設定を検討中。

3

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の改正（案）に係る概要①

※ 表中の赤字は第14回会議資料3-1からの修正部分

所管	対象分野	検討事項	概要	受入れ見込数の変更			業務区分・産業分類ごとの有効求人倍率
				特定技能1号	育成就労	合計	
厚生労働省	介護 (3.98)	受入れ見込数の配分変更	特定技能1号及び育成就労の受入れ見込数の配分を変更するもの	+20,000	-20,000	±0	3.98
経済産業省	工業製品製造業 (2.80)	業務区分の追加	板ガラス加工の業務区分を追加するもの	変更なし			4.34
			ガラス溶融成形の業務区分を追加するもの				4.90
		業務の追加 主たる技能の追加	機械金属加工の業務区分に「航空機部品組立て」の業務を追加し、主たる技能としてもこれを追加するもの				2.90
			機械金属加工の業務区分及び電気電子機器組立ての業務区分に「真空成形」の業務を追加し、主たる技能としてもこれを追加するもの				2.90
			紙器・段ボール箱製造の業務区分に「貼合工程（上流工程）」及び「貼合工程（下流工程）」の業務を追加し、主たる技能としてもこれらを追加するもの				5.13
			縫製の業務区分に「手袋製造」の業務を追加し、主たる技能としてもこれを追加するもの				3.02
		主たる技能の追加	機械金属加工の業務区分及び電気電子機器組立ての業務区分に主たる技能として、「フィルム加工（ドライラミネート）」、「フィルム加工（押出ラミネート）」、「フィルム加工（スリット）」、「フィルム加工（製袋）」及び「フィルム加工（フラットヤーン）」を追加するもの				2.90
			金属表面処理の業務区分に主たる技能として「バフ研磨」を追加するもの				2.90
			陶磁器製品製造の業務区分に主たる技能として「タイル製造」及び「衛生陶器製造」「衛生陶器成形」を追加するもの				4.95
国土交通省	建設 (5.02)	主たる技能の追加	建築の業務区分に主たる技能として「エクステリア施工」及び「ブロック建築」を追加するもの	変更なし			6.41
		関連業務の整理	土木の業務区分及び建築の業務区分に関連業務として豪雪地域等における除雪作業を追加するもの				(土木) 5.64 (建築) 6.41
	航空 (3.59)	育成就労産業分野の設定	航空分野を育成就労産業分野として設定し、空港グランドハンドリングの業務区分を設定するもの	-300	+300	±0	3.61

※ 表中の赤字は第14回会議資料3-1からの修正

所管	対象分野	検討する種別		概要	受入れ見込数の変更			業務区分・産業分類ごとの有効求人倍率	
					特定技能1号	育成就労	合計		
農林水産省	漁業 (1.91)	業務区分の追加		水産物産地卸売市場業の業務区分を追加するもの	変更なし			1.91	
	外食業 (3.59)	業務の付け替え	・両分野の対象業務の変更 ・主たる技能の削除・追加 ・産業分類の追加	- 外食業分野の対象であった医療・福祉施設給食業等（食材の下処理、非加熱・加熱調理等の一連の製造を行い、医療・福祉施設給食等を製造する業務）について、飲食料品製造業分野の対象に変更することとし、緊急的措置として令和9年度の新規申請分から、飲食料品製造業分野のうち飲食料品製造業の業務区分で受け入れるもの - 外食業分野の業務区分である外食業における主たる技能「医療・福祉施設給食製造」を削除し、飲食料品製造業分野の飲食料品製造業の業務区分に主たる技能として「医療・福祉施設給食製造」を追加するもの - 飲食料品製造業の業務区分における業務に従事できる産業分類「施設給食業」を追加するもの	変更なし		3.59		
農林水産省 財務省	飲食料品製造業 (4.06)			主たる技能の追加		飲食料品製造業の業務区分に主たる技能として「豆腐製造」を追加するもの	変更なし		4.11
				産業分類の追加 分野所管省庁の追加		- 飲食料品製造業の業務区分における業務に従事できる産業分類に塩製造業（食塩製造業に限る。）を追加するもの - 産業分類の追加に伴い、農林水産省が所管する飲食料品製造業分野の共管省庁として新たに財務省を加える			

- ※ 「業務区分」：特定技能外国人・育成就労外国人が従事できる業務の範囲
- ※ 「主たる技能」：育成就労制度において、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を育成するために、業務区分の範囲内で定めて計画的に育成する技能の単位
- ※ 「産業分類」：当該分野で受入れた外国人が就労活動を行う事業所を限定する「上乗せ基準」の一つであって、日本標準産業分類に基づく産業別に、特定技能外国人・育成就労外国人を受け入れることができる事業所を定めるもの（現時点で、産業分類を設けているのは、工業製品製造業分野、飲食物品製造業分野等であるところ、いずれも上乗せ告示において具体的な産業分類名を規定しており、「塩製造業（食塩製造業に限る。）」についても上乗せ告示で規定することとなる。）
- ※ 対象分野のうち、括弧書きは分野全体の有効求人倍率を示す。なお、表中の有効求人倍率はいずれも直近年度（令和7年度）の数値

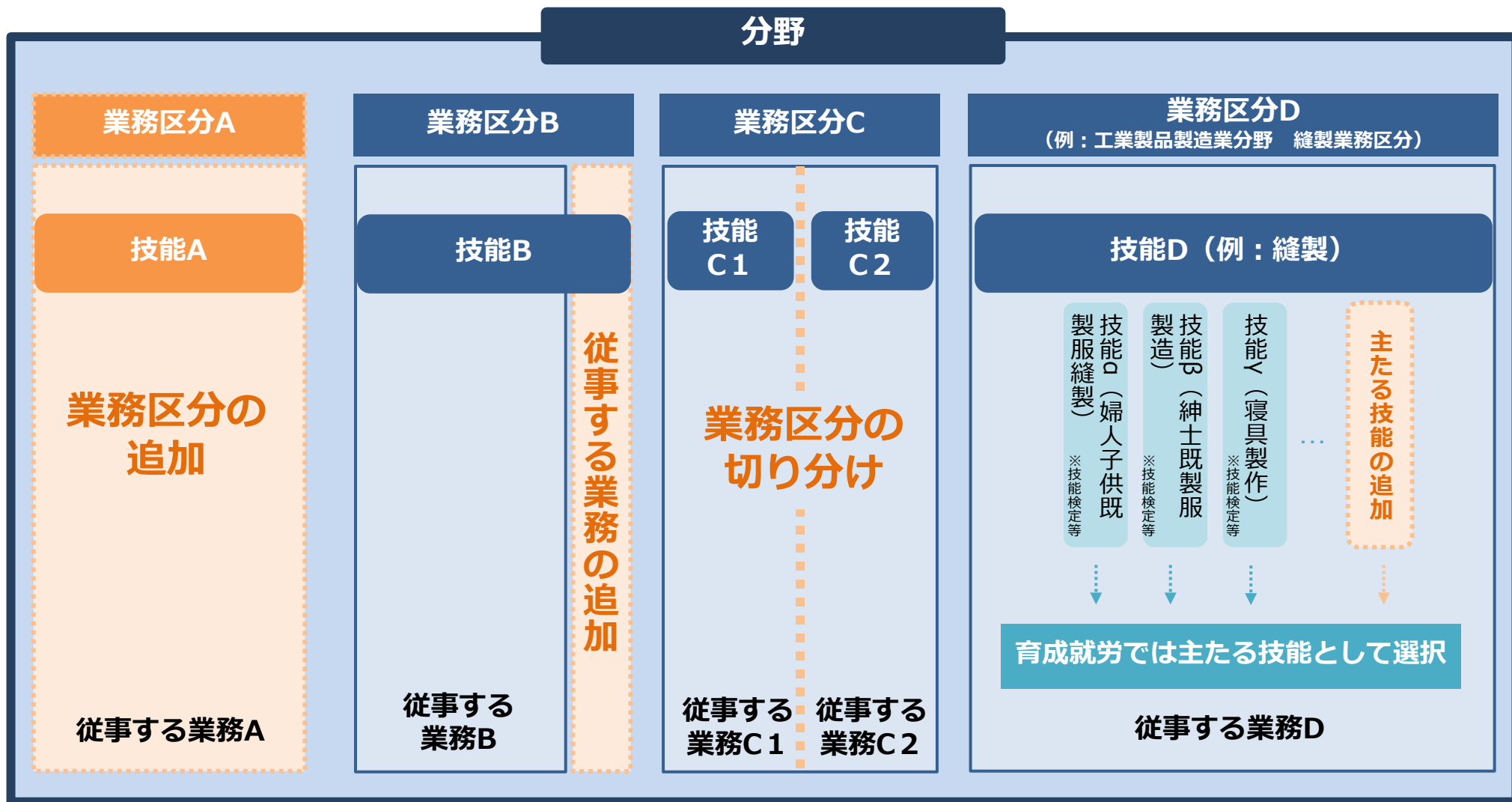
**「分野」、「業務区分」、「従事する業務」、
「主たる技能」及び「産業分類」の考え方**

追加する単位	概要	人手不足状況等の把握 (生産性向上・国内人材確保の取組を含む)	受入れ見込数との関係	転職・転籍との関係
分野	両制度の受入れ対象となる深刻な人手不足の産業の範囲を単位として特定しようとする法律上の概念 - 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野） - そのうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野） - 法令上、分野別運用方針の策定、受入れ停止・再開措置、上乘せ基準の設定などは、分野単位で行う	◎ 必須 - 法律、基本方針上、分野単位で継続的に把握する必要あり - 両制度では人手不足の状況等は、分野単位で測ることを前提として制度設計されている	◎（新規に設定）	業務区分単位 (ただし、育成就労の転籍は主たる技能に変更がないことが望ましい)
業務区分	分野内で必要とされる技能の範囲を画する概念であって、従事できる業務の範囲を画することとなる（基本方針等） - 分野内に必要とされる技能が異なる業務が複数存在する分野では複数設定される - 育成就労の転籍の範囲を画する概念としても機能（なお、特定技能においては、同一の業務区分であれば試験を受けずに転職することができる。）	○（可能な限り）※ 1 分野単位で把握するのが基本だが、業務区分の範囲は公的統計である業種・職種等と一致しやすいことなどから、可能な範囲で把握することが望ましい	△（増加することもある） 増加の有無は新たに取り込む産業需要等の有無・程度による	
従事する業務 (技能を要する業務)	法律上「技能を要する業務」と規定され、両制度で外国人が従事することとなる業務 分野別運用方針においてそれぞれの業務区分に属する「従事する業務」として具体化されている（※ 2）	△（可能であれば）※ 1 分野単位で把握するのが基本だが、把握可能であれば把握することが望ましい	△（増加することもある） 増加の有無は新たに取り込む産業需要等の有無・程度による（通常は増加は想定されない）	
主たる技能 (育成就労制度のみ)	育成就労制度において、計画的に育成するために業務区分の範囲内で定める技能の単位 （例）「縫製」の業務区分においては、主たる技能として婦人子供既製服縫製、紳士既製服製造、寝具製作等を設定しており、3年間の育成就労を通して計画的に育成する	×（想定していない） 分野・業務区分、又は従事する業務の追加を伴わない場合は業務区分内における育成方法の追加であるため	×（増加は想定されない） 業務区分内における育成方法の追加であるため	
産業分類 (上乘せ基準)	外国人が活動を行うことができる事業所について、日本標準産業分類の特定の産業分類に合致していることを求める上乘せ基準の一つ 現時点で、工業製品製造業分野、飲食物品製造業分野等で採用	△（可能であれば）※ 1 - 新たに取り込む産業需要等の有無・程度による - 分野単位で把握するのが基本だが、把握可能であれば把握することが望ましい	△（増加することもある） 増加の有無は新たに取り込む産業需要等の有無・程度による	

※ 1 分野単位で深刻な人手不足の状況にあることが確認済みであったとしても、追加する個々の単位で明らかに人手不足でないものが包含されており、かつ、それが業務内容の基幹部分であるなどの場合にまで受入れを行うことは、制度の目的に反することから、追加する単位に係る有効求人倍率等を可能な限り算出するとともに、統計上の制約があれば、業界団体を通じた所属企業等へ調査等を実施するなど人手不足の状況を確認している。

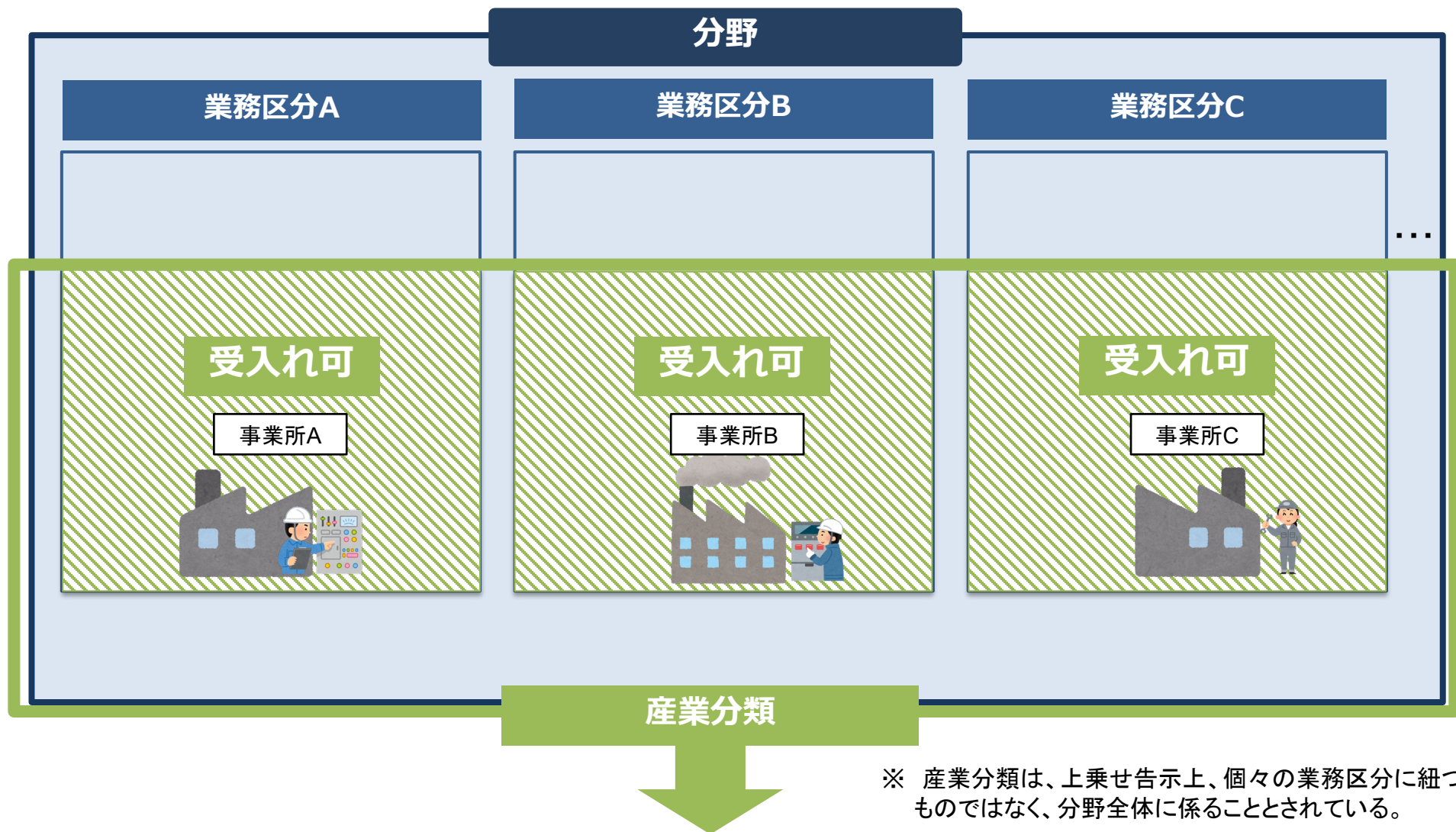
※ 2 なお、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することも可能（例：介護分野→お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充等）。

7



業務区分（例：業務区分A）に属する技能（例：技能A）を要する業務（例：従事する業務A）に従事する活動の範囲で就労することが可能。

※このほか、当該業務に関連する業務（日本人等が通常付随的に従事する業務）にも付随的に従事可能



事業所が、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる産業のうち、特定のものを
行っていないならば、特定技能外国人・育成就労外国人を受入れることはできない。

※現時点で、工業製品製造業分野、飲食料品製造業分野等で採用

新たな分野・業務区分・業務に係る追加理由及び これまでの生産性向上・国内人材確保の取組と成果

1 追加理由（必要性、背景、経緯等）

分野有効求人倍率：2.80 業務区分（有効求人倍率）：4.34

【人手不足の状況と追加の必要性】

板ガラス加工の業界団体である板硝子協会の調査では、回答した18社中14社が人材不足と回答しており、有効求人倍率だけでなく企業の生声としても労働力不足は深刻な状況となっている。板ガラス加工業は、受注生産が基本であり先行生産や在庫保有が難しいという産業特性がある上、ジャストインタイム納入への対応や製品輸送の難しさから、需要地近傍での生産体制が不可欠となっている。災害時等でも安定供給を実現するため、板ガラス加工の事業所は全国各地に分散立地しており、生産年齢人口の減少の影響を強く受け、労働者の確保に苦慮している。今後は省エネルギー性能や防災性能等を備えた高機能性ガラスの需要拡大が一層見込まれており、需要拡大も相まって、人手不足はより深刻化することが懸念される。板ガラス加工各社において機械化・省人化の取組を積極的に進めているものの、なお人手不足の状況にあり、人材確保が事業継続のために必要不可欠であることから、特定技能・育成就労制度への追加が必要である。

【技能の育成】

板ガラス加工の業務は、板ガラスの特性や安全な取り扱いを理解した上で、品質基準や安全作業に関する知識・技能を段階的に習得し、様々な種類の基板や加工技術を習得する必要がある専門性を要する業務であり、段階的な技能取得とキャリアアップが可能である。

2 取組状況

○生産性向上のための取組

業務の効率化・省力化等（設備投資、技術革新、働き方改革等の取組）

- ・サーマル・プラスチックスーパープロセスによる省人化等（18社中1社で実施）
- ・大板ガラス・切断ガラス自動ラックによるDX化・自動化（18社中5社で実施）
- ・合わせガラス大板生産・後切断方式による効率化等（18社中1社で実施）
- ・RFID導入によるDX化・効率化等（18社中5社で実施）
- ・ハーブラック導入による効率化等（18社中4社で実施）
- ・ガラスハンドリング設備による省人化・効率化（18社中11社で実施）
- ・生産計画システム導入によるDX化・標準化等（18社中11社で実施）
- ・判断業務のシステム化による女性活用等（18社中4社で実施）

成 果

左記の取組を含めた、政府・業界等による取組の結果、板ガラス加工の生産性は、令和2年から令和7年の5年間で数量で2.5%、金額では18.1%向上している。
労働者人口 令和2年 9,117人→令和7年 8,908人（板硝子協会調査）
販売数量 令和2年 52,041km²→令和7年 52,130km²（生産動態統計）
販売金額 令和2年 2,696億円→令和7年 3,111億円（生産動態統計）
生産性（数量）令和2年 5,708m²/人→令和7年 5,852m²/人 2.5%向上
生産性（金額）令和2年 29.6百万円/人→令和7年 34.9百万円/人 18.1%向上

○国内人材確保のための取組

（1）女性、高齢者、就職困難者等の就業推進

- ・定年延長、定年廃止によりベテラン技能者の継続活用等（18社中7社で実施）
- ・定年退職者の再雇用制度、カムバック制度で退職人材の活用等（18社中16社で実施）
- ・重作業と軽作業の棲み分けと環境整備等（18社中10社で実施）
- ・判断業務のシステム化による女性活用等（18社中4社で実施）
- ・女性の就労環境改善（寮やトイレの整備）等（18社中12社で実施）
- ・産休・育休推進、復帰支援、時短勤務、フレックス制度導入等（18社中15社で実施）
- ・女性管理職登用の推進等（18社中7社で実施）

（2）処遇改善

- （賃上げ）
 - ・正社員・派遣社員の賃金引上げ等（18社中18社で実施）
- （その他処遇改善）
 - ・休日日数の増加等（18社中12社で実施）
 - ・定年延長時の賃金低減の抑制等（18社中10社で実施）

（3）安全衛生対策

- ・ガラス台車の転倒防止対策（アウトリガー等）（18社中9社で実施）
- ・設備装置周辺の安全柵設置（含むLOTO等）（18社中11社で実施）
- ・熱中症対策（冷房空調室、スポットクーラー、強制給水、空調服等）（18社中14社で実施）
- ・朝礼時の外国人対策（外国人にもわかるように自動翻訳機能付き表示モニター等）（18社中8社実施）

成 果

左記の取組を含めた、政府・業界等による取組を経て以下の成果が実現。

（1）について

- ・女性・高齢者（65歳以上）比率は5年間で約2%上昇
（令和2年度～令和7年度：板硝子協会、複層硝子工業会、安全硝子工業会等）

（2）について

- ・令和2年度比令和7年度の賃上げ率は19%である

（3）について

- ・労災発生率（度数率）は、令和7年に2.56であり、調査産業計（2.74）よりも低い水準である

1 追加理由（必要性、背景、経緯等）

分野有効求人倍率：2.80 業務区分（有効求人倍率）：4.90

【人手不足の状況と追加の必要性】

人手により行ってきた作業の一部をロボットに置き換えるなど、段階的に省人化を図っているが、生産性と安全性の両立のため、今後も相当数の作業員が必要な状況である。ガラス溶融成形の業界団体である日本ガラスびん協会に所属する各社は、新卒採用及び中途採用を継続しているが、慢性的な人材不足の状況は改善せず、作業員の高齢化が進み、技術の伝承にも課題が生じつつある。この状況が継続すると、将来的な事業継続に大きな障害となることが想定されることから、特定技能・育成就労制度への追加が必要である。

【技能の育成】

ガラス溶融成形の業務は、ガラスびんの製造に係る製壺機金型への塗油作業、製壺機金型の交換作業、及びガラスびん固有の欠点判別を行う検査作業に関する知識・技能を段階的に習得する必要がある専門性を要する業務であり、段階的な技能取得とキャリアアップが可能である。

2 取組状況

○生産性向上のための取組

業務の効率化・省力化等（設備投資、技術革新、働き方改革等の取組）

- ・日本ガラスびん協会内の組織として、正会員6社で構成する「技術委員会」を設置し、ガラスびんの品質向上、製造技術の開発・改良、海外の技術調査など、定期的に可能な範囲で情報提供および教育を行っている。（6社中6社が参加）
- ・省人化と安全に寄与する産業ロボットを開発した個社が、業界内の他社に同ロボットを販売、技術提供するなど業界全体の生産性向上を図っている。（6社中4社で導入）
- ・フレックスタイム制の導入（日本ガラスびん協会正会員6社中4社で実施）
- ・在宅勤務制度の導入（日本ガラスびん協会正会員6社中4社で実施）

○国内人材確保のための取組

（1）女性、高齢者、就職困難者等の就業推進

- ・これまで女性を配置していなかった部署（例えば、検査機の型替・保全作業や、加工作業等の機械の操作設定）への配置、定期採用での現業職配属などに各社が取組んでいる。（日本ガラスびん協会正会員6社中5社で実施）
- ・高齢者雇用に関しては、70歳まで働ける制度や年齢に関係なく働ける制度への移行などに各社が取り組み、65歳以上の雇用も積極的に行っている。（6社中6社で実施）

（2）処遇改善

- （賃上げ）
- ・各社において賃金および初任給のアップ、労働時間の削減、年間休日増等、魅力のある労働条件となるような取り組みを行っている。（6社中6社で実施）
- （その他処遇改善）
- ・継続雇用制度の処遇改善（日本ガラスびん協会正会員6社中1社で実施）
- ・入社時即有休付与（日本ガラスびん協会正会員6社中2社で実施）
- ・時間外割増率のアップ（日本ガラスびん協会正会員6社中2社で実施）

（3）安全衛生対策

- ・ガラス製品製造業の特性上、高熱作業があり、大型の機械も操業していることから、熱中症や機械挟まれ事故に細心の注意を払い、安全活動を各社行っている。下記他、VR体験等の設備を活用している個社もある。
- ・リスクアセスメント（日本ガラスびん協会正会員6社中6社で実施）
- ・ヒヤリハット活動（日本ガラスびん協会正会員6社中6社で実施）
- ・安全パトロール（日本ガラスびん協会正会員6社中6社で実施）

成 果

左記の取組を含めた、政府・業界等による取組を経て、1人当たりの労働生産性（数量ベース）は、8%向上（令和2年度～令和6年度）
出典：日本ガラスびん協会調べ

成 果

左記の取組を含めた、政府・業界等による取組を経て以下の成果が実現。

（1）について

- ・女性比率は5年間で約20%上昇（令和3年度～令和8年度）
84人→102人（正会員6社集計）
- ・高齢者（65歳以上）比率は5年間で約60%上昇（令和3年度～令和8年度）
45人→75人（正会員6社集計）

（2）について

- ・令和7年度の賃上げ率は4.4%である（一般社員平均13,060円・正会員6社の単純平均）
- ・令和3年度と比較した令和7年度の賃上げ率は10%である（一般社員平均令和3年度294,983円、令和7年度322,983円・正会員6社の単純平均）

（3）について

- ・労災発生率（度数率）は、令和7年に2.56であり、調査産業計（2.74）よりも低い水準である

1 追加理由（必要性、背景、経緯等）

分野有効求人倍率：2.80 業務区分（有効求人倍率）：2.90

【人手不足の状況と追加の必要性】

世界的な航空旅客需要の回復・拡大を背景に、航空機メーカー（機体OEM）では生産レートの引上げが進められており、国内の航空機部品製造・組立企業に対しても供給能力の拡大が求められている。一方、国内の製造現場では、コロナ禍で離職し他産業へ流出した技能者が十分に戻っていないことに加え、熟練技能者の高齢化や退職増加も見込まれており、生産を支える技能人材の確保が課題となっている。このため、特定技能・育成就労制度への追加が必要である。

【技能の育成】

航空機部品組立ての業務は、厳格な品質要求の下、図面や作業指示書に基づく精密な組立作業が求められ、組立作業に関する知識・技能を段階的に習得する必要がある専門性を要する業務であり、段階的な技能取得とキャリアアップが可能である。

2 取組状況

○生産性向上のための取組

業務の効率化・省力化等（設備投資、技術革新、働き方改革等の取組）

○生産性向上のための取組

航空機製造の中核を担う複数社ではデジタル化や自動化設備の導入を積極的に進めている。具体的には、自動穴あけ装置、検査システム、3Dデータ活用、作業支援システムなどの導入により生産性向上を図っている。また、経済産業省では生産性向上に向けた取組として国内投資促進事業費補助金、サプライチェーン現代化投資補助金などを通じて、航空機産業に係る企業の生産性向上のための取組を支援。

成 果

従業員数：令和2年 37,980人→令和6年 48,107人
出荷額：令和2年 約1.7兆円→令和6年 約3.0兆円
従業員一人当たり出荷額：令和2年 約4,450万円→令和6年 約6,257万円
出典：経済センサス

○国内人材確保のための取組

（1）女性、高齢者、就職困難者等の就業推進

航空機製造の中核を担う複数社では新卒・中途採用の拡大に加え、シニア人材（再雇用）を活用し、OJT・社内資格取得支援・技能伝承等により、育成・定着を図っている。女性を含む幅広い人材も活躍できるよう、リフターや搬送設備等の導入により、身体的負担を軽減し就業しやすい環境整備を進めている。その他、経済産業省は業界団体と連携し、主に新卒技術者をターゲットとした航空機部品組立てに係る企業の魅力発信イベントなどを開催している。

成 果

（1）航空機製造の中核を担う複数社の女性・高齢者の割合は、令和6年度でそれぞれ約8.9%、約4.5%であったところ、令和8年度当初にはそれぞれ約13.0%、約5.6%となっており、段階的に女性・高齢者の割合を高めているところである。
（2）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部 中部職業能力開発促進センターが平成28年に公表した資料では、愛知県内の航空機機体組立事業所での1年以内の離職率は40～75%であるとされていたところ、航空機製造の中核を担う複数社への聞き取りでは、令和6年度の平均離職率は約2%程度に留まっており、着実に人材の定着が進んでいる。
（3）
・労災発生率（度数率）は、令和7年に0.90であり、調査産業計（2.74）よりも低い水準である

（2）処遇改善

航空機製造の中核を担う複数社では、継続的に賃金水準の改善を行っているほか、働き方改革、福利厚生充実、キャリア形成支援等を通じて、人材の定着に継続的に取り組んでいる。

（3）安全衛生対策

航空機製造の中核を担う複数社では工具使用、重量物取扱い、高所作業、化学物質取扱い等の作業特性に応じた安全衛生対策を実施している。作業前のKY・リスクアセスメント、設備・工具の点検、保護具の着用等を徹底し、手元で用いる振動工具等による切粉・粉じん、道具への接触による災害防止を図っている。重量物にはリフター・搬送設備等を活用し、高所作業では作業床の確保や安全帯の着用により身体負担及び墜落・転落リスクを低減している。化学物質については、SDSに基づく管理、換気・局所排気、保護手袋・保護メガネの着用等を徹底している。

1 追加理由（必要性、背景、経緯等）

分野有効求人倍率：2.80 業務区分（有効求人倍率）：2.90

【人手不足の状況と追加の必要性】

厚生労働省が行う雇用動向調査によると、真空成形業務が含まれるプラスチック製品製造業（うち生産工程従事者）の未充足求人数は、令和5年6月末時点で4.2千人、令和6年6月末時点で4.9千人、令和7年6月末時点で8.5千人であり、未充足求人数が増加傾向にある。また、真空成形の業界団体が会員企業に行った調査によると、業界全体で約1.4千人の人手が不足している。下記の通り、生産性向上のための取組や国内人材確保のための取組を行っているところであるが、上記に示した人手不足の状況により、業界において、顧客からの注文に応えるために超過勤務等により対応している実態や、顧客からの需要に応えきれない実態がある。以上を踏まえ、真空成形業務を行う事業所における人手不足の解消を図り事業を継続するため、特定技能・育成就労制度への追加が必要である。

【技能の育成】

真空成形の業務は、成形前準備作業（原材料となるロールの機械への取付等）、加熱・成形・トリミング・スクラップ処理作業、工程内検査・包装・梱包作業、金型交換他作業に関する知識・技能を段階的に習得する必要がある専門性を要する業務であり、段階的な技能取得とキャリアアップが可能である。

2 取組状況

○生産性向上のための取組

業務の効率化・省力化等（設備投資、技術革新、働き方改革等の取組）

- ・複数の会員企業において、新工場の建設により、原料・商品の運搬やシートの生産設備への装着に作業ロボットを導入して省人化を行い、新生産ラインに配置する人員を従前の生産ラインに比べ複数人を削減。
- ・会員企業において、時間制約の意識の向上を図る取組を行うことで、稼働率が約2%増加。経費の低減（使用電力等）にも貢献。
- ・業界団体において、生産性向上に関する各種セミナーを会員企業に周知し積極的な参加を促すとともに、業務の効率化・省力化に資する生産設備を製造する企業の新規加入を推進。会員企業から生産設備への問い合わせが多く得られるようになった。
- ・経済産業省において、生産性向上のための取組に資する補助金（中小企業省力化補助金、新事業進出・ものづくり商業サービス補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金）や、価格転嫁に関する制度（価格交渉・転嫁の支援ツール、価格転嫁交渉月間）を業界団体に周知し、業界団体から会員企業に対して周知。

成 果

左記の取組を含めた、政府・業界等による取組の結果、令和2年から令和6年の4年間で、真空成形業界の従業者数あたりの出荷額は18%、付加価値額は16%向上している。

従業者数：	令和2年 約14.1万人	→令和6年 約14.7万人
出荷額：	令和2年 約3.4兆円	→令和6年 約4.2兆円
従業者数あたりの出荷額：	令和2年 約24百万円/人	→令和6年 約29百万円/人
付加価値額：	令和2年 約1.3兆円	→令和6年 約1.5兆円
（付加価値額＝売上金額－費用総額＋給与総額＋租税公課）		
※出典：経済構造実態調査、経済センサス		

○国内人材確保のための取組

（1）女性、高齢者、就職困難者等の就業推進

- ・複数の会員企業において、定年延長又は定年廃止によるベテラン人材が活躍できる人事制度への変更、定年延長時の賃金低減の抑制、時短勤務・フレックス制度・介護育児休業の導入、熱中症対策等による労働環境の改善、障害者雇用の促進、年間休日数120日超の確保等を実施し、国内人材の確保に努めている。
- ・経済産業省において、中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン及び事例集や、高齢労働者に配慮した職場改善マニュアルを業界団体に周知し、業界団体から会員企業に対して周知。

（2）処遇改善

- ・真空成形で食品容器等を製造する業界では、年あたり1%～5%の賃上げを図っている。
- ・真空成形でプラスチック輸送機械器具等を製造する業界では、約3割の会員企業が前年比5%、約4割の会員企業が3%～5%の賃上げを図っている。
- ・経済産業省において賃上げ税制を業界団体に周知し、業界団体から会員企業に対して周知。

（3）安全衛生対策

- ・作業環境改善の一環で工場内に熱中症対策用の休憩用テントを設置。
- ・重量物取扱い作業における作業ロボットなど負担軽減機器の導入。

成 果

（1）について

- ・女性従業者数は、令和2年度から令和7年度で約6%増加。
（令和2年度 約17万人 → 令和7年度 約18万人）
- ・60歳以上従業者数は、令和2年度から令和7年度で約14%増加。
（令和2年度 約7万人 → 令和7年度 約8万人）
- ※出典：労働力調査におけるプラスチック製品製造業の就業者数で算出

（2）について

- ・業界団体の会員企業の賃上げについては左記のとおり。
- ・従業員への人件費等支払総額は、令和2年度から令和6年度で約11%増加。
（令和2年 約5,643億円 → 令和6年 約6,255億円）
- ※出典：経済構造実態調査、経済センサス

（3）について

- ・労災発生率（度数率）は、令和7年に2.07であり、調査産業計（2.74）よりも低い水準である



休憩用テント外観（左）、内観（右）

1 追加理由（必要性、背景、経緯等）

分野有効求人倍率：2.80 業務区分（有効求人倍率）：3.02

【人手不足の状況と追加の必要性】
手袋製造業は、国内の約90％が香川県東かがわ市と隣接のさぬき市に集中する地場産業であり、裁断・縫製・つみ返し・仕上・検査などの工程から構成される産業である。手袋製造は労働集約型産業であり機械化が限定的であること、人手が多くかかること等から、職人達の高い技術力に支えられている状況である。また、手袋産業は歴史的に、家内労働者に支えられている産業であるが、家内労働者はほぼ100％が高齢者であり、遅くとも10年以内に事業所の職人・技能者及び家内労働者が大量に離職することが見込まれている。
以上のように、人材確保が事業継続のために必要不可欠であることから、特定技能・育成就労制度への追加が必要である。

【技能の育成】
手袋製造の業務は細かい縫製作業が求められ、縫製作業に関する知識・技能を段階的に習得する必要がある専門性を要する業務であり、段階的な技能取得とキャリアアップが可能である。

2 取組状況

- 生産性向上のための取組
業務の効率化・省力化等（設備投資、技術革新、働き方改革等の取組）
- 個社の取り組み事例
- ・生成AIの活用による業務の効率化
 - ・材料管理方法の見直しによる、動線の最短化
 - ・縫製工程における工程分析を行い、完成に至るまでの手順を明確化
 - ・様々な業務のフォーマット化
 - ・製造に関連する全社員がスマートフォンで主材料・副資材のリアルタイム在庫状況を確認できるアプリを導入
 - ・全社員が工程管理表をPCでリアルタイムに閲覧・把握できるようにするためのソフト（システム）を導入
 - ・生産性向上支援センターのサポートのもと「生産性向上取り組み計画書」を策定し、現状の課題解決改善活動を推進
 - ・ミシンの入替えによる、縫製のスピードアップ
 - ・CAD・CAMや自動裁断設備を導入し、管理体制の効率化

成 果

- ・事業者数 令和2年度 65事業者、令和7年度 53事業者
 - ・売上金額 令和2年度 約124.1億円、令和7年度 約134.9億円
 - ・1事業者当たり売上金額 令和2年度 約1.9億円、令和7年度 約2.5億円
- 左記の取組を含めた、政府・業界等による取組を経て、1事業者当たり売上金額は、増加している。（日本手袋工業組合調べ）

- 国内人材確保のための取組
（1）女性、高齢者、就職困難者等の就業推進
- 女性、高齢者、就職に困難を来している者等の就業促進の取組
- ・就業規則の見直し、有給休暇取得の細分化（10分単位での取得可能）
 - ・通院・子供の送迎、介護等に働きやすい環境づくり
- （2）処遇改善
- 賃上げの実施
- （3）安全衛生対策
- ・5S活動の徹底
- その他
- ・地元の高校生を対象にしたインターンシップ
 - ・オープンファクトリーイベントへの参加
 - ・専門学校での手袋縫製講座の開設

成 果

- （1）について
- ・事業者数 令和2年度 65事業者、令和7年度 53事業者
 - ・従業員数 令和2年度 1,505人、令和7年度 1,303人
 - ・平均従業員数 令和2年度 約23.2人、令和7年度 約24.6人
- 左記の取組を含め、1事業者の従業員数は微増している。（日本手袋工業組合調べ）
- （2）について
- ・左記の取組を含めた、政府・業界等による取組を経て、令和8年度の賃上げ率は7.7％である。（日本手袋工業組合調べ）
- （3）について
- ・労災発生率（度数率）は、令和7年に2.51であり、調査産業計（2.74）よりも低い水準である
 - ・なお、これまでに休業を伴う労災は、発生していない。（日本手袋工業組合調べ）

航空分野（育成就労産業分野）＜業務区分：空港グランドハンドリング＞

1 追加理由（必要性、背景、経緯等）

分野有効求人倍率：3.59 業務区分（有効求人倍率）：3.61

当該特定産業分野における人材不足の状況を踏まえ、当該分野における人材確保及び3年間の就労を通じて技能を習得させる人材育成の観点から育成就労産業分野として設定し、空港グランドハンドリングの業務区分を設定する方向で検討する。

2 取組状況

○生産性向上のための取組

業務の効率化・省力化等（設備投資、技術革新、働き方改革等の取組）

令和5年2月に空港業務（空港グランドハンドリング等）の持続的な発展に向けた学識経験者や関係業界による「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」を設置した。同年6月には、同検討会において、人材確保等に資する「生産性向上」等を盛り込んだ「空港業務の持続的な発展に向けたビジョン」の中間とりまとめを公表し、生産性向上等に取り組んでいる。

①教育訓練時間の大幅な短縮と、従事できる資格者の早期養成を図るため、航空会社毎の作業資格を相互に承認する取組を実施。

②GSE車両に関し、空港制限区域内における自動走行を実現（自動運転レベル4の導入）。

③事業者等が実施する先進機器導入等による業務効率化や生産性向上の取組に対する支援を実施。

○国内人材確保のための取組

（1）女性、高齢者、就職困難者等の就業推進

- ・業界における男女間賃金格差の解消など、男女ともに安心して長く働き続けられる環境を整備する観点から、業界団体が女性活躍推進アクションプランを策定。
- ・業界において、大学などの学校法人と連携した業務説明会の開催や高校生・保護者を対象とした業務見学ツアーの開催、空港グランドハンドリング業務のPR動画の作成等を実施。
- ・退職自衛官の活用に関し、駐屯地での説明会やインターンシップを実施する等、採用に向けた取組を推進するため、国土交通省・防衛省・業界団体において申合わせを締結。

（2）処遇改善

- ・賃金水準の改善や諸手当等の拡充、公休日数の引上げ、育成休業制度の拡充等の労働条件の改善に向けて取り組んでいる。
- ・事業者等が実施する休憩室の設置等、職場環境改善の取組に対する支援を実施。

（3）安全衛生対策

- ・空港の制限区域内で発生した事故について、空港管理者を通じて、事故情報を収集し、当該事故の分析結果（安全情報）を空港関係者に共有する等、再発防止に向けた取組を推進。

成 果

- ①令和6年4月から各社ごとの作業資格を相互承認することにより訓練期間を最大3か月短縮（国内10空港）。
- ②令和6年に規定・ガイドラインの策定等を行い、令和7年12月に自動運転レベル4の実用化を開始し、省人化に向けた取組を推進（東京国際空港、成田国際空港）。
- ③地方空港等受入環境整備事業補助金により、令和7年度は44者の業務効率化・生産性向上・職場環境改善等の取組に対して支援を実施。予算執行率は86.1%。

成 果

- （1）について
空港グランドハンドリングにおける有効求人倍率は、令和7年1月～3月には4.31倍であったが、令和8年1月～3月には3.61倍に減少。
- （2）について
・令和6年の給与水準は、前年と比較し約15%上昇、令和7年も前年と比較し約7%上昇している。
・地方空港等受入環境整備事業補助金により、令和7年度は44者の業務効率化・生産性向上・職場環境改善等の取組に対して支援を実施。予算執行率は86.1%。
- （3）について
・空港制限区域内事故発生件数は、近年は概ね横ばいで推移している。（令和5年度 56件⇒令和6年度 54件。）
・労災発生率（度数率）※は2.38であり、全産業平均（2.74）を下回る水準となっている。
※労働災害動向調査 運輸に附帯するサービス業の度数率（事業規模30人以上）

※特定産業分野・育成就労産業分野、両分野の取組を念頭に記載している。

1 追加理由（必要性、背景、経緯等）

分野有効求人倍率：1.91 業務区分（有効求人倍率）：1.91

水産物産地卸売市場は、水揚げされた魚を選別・値付けし、消費地卸売市場へ発送する水産物流通の起点として重要な役割を担っている。しかし、漁船が水揚げする沿岸部にあることから、特に地方の人口減少が大きく影響し、人材確保が困難な状況にあり、国産水産物の安定供給に支障が生じている。

水産物産地卸売市場業区分における人手不足状況については、有効求人倍率だけでなく、アンケートを通じて市場関係者に確認するとともに、要望や独自のヒアリング等により把握した現場の実態も踏まえ、総合的に判断している。

水産庁としては、

- ・水産物産地卸売市場業区分における有効求人倍率が過去5年間で概ね2以上であること

- ・アンケートにおいて7割以上の市場が「人手不足を感じている」と回答していること

- ・実際に関係者から、「人口減少が急速に進む沿岸地域を中心に人材確保が特に困難な状況にあり、水揚げ作業や荷さばき作業への対応に支障が生じ、鮮度が低下

- し魚価が下がる事態が発生している」との声を伺っていること

などを踏まえ、人手不足状況にあると判断しており、関係者からは、外国人材を育成就労・特定技能として受け入れ、水産物産地卸売市場における専門人材として育成し、地域で活躍していただきたいとの強い要望が寄せられている。

2 取組状況

○生産性向上のための取組

業務の効率化・省力化等（設備投資、技術革新、働き方改革等の取組）

- ・水産庁において、市場業務のスマート化・デジタル化を支援する事業を措置し、業界の取組を支援。
- ・自動選別機・AI選別機の試験導入や、計量業務・販売関係書類のデジタル化が進展。
- ・「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ（令和2年9月公表）」に基づき、産地市場における漁獲情報の電子収集体制の構築を推進。
- ・特に規模が小さい市場について、市場の統合が進展。

成 果

- ・先進事例では、セリ情報の入力作業時間が1割以上削減され、業務従事者数の削減や労働時間の短縮による生産性向上を実現している。
- ・令和5年度末時点で、ほぼ全ての産地市場において漁獲情報の電子収集体制を構築。
- ・平成25年度から令和5年度にかけて、市場数が88.3%に集約されている。

○国内人材確保のための取組

（1）女性、高齢者、就職困難者等の就業推進

- ・短時間勤務やパートタイム勤務の活用による女性就業の促進
- ・中高年再雇用制度の導入
- ・定年年齢の延長
- ・地域の学生の職場見学受入れ

（2）処遇改善

- ・週休2日制の導入
- ・賃金や各種手当の引上げ

（3）安全衛生対策

- ・各市場において、定期的に「安全衛生委員会」等の名称で労働災害の防止のための会議を開催し、フォークリフトとの衝突事故や転倒事故、熱中症に関する注意喚起、ヒヤリハット事例の共有等を実施。

成 果

左記の取組を含めた、政府・業界等による取組を経て以下の成果が実現。

（1）について

女性職員比率が平成26年度から令和6年度にかけ2.8%増加した。

また、高齢人材の職員数割合が同期間で5.5%増加した。

（2）について

週休2日制を導入する組合数が同期間で16.3%増加した。

また、初任給の平均額が同期間に22.3%増加した。

（3）について

労災発生率（度数率）は1.52であり、全産業平均（2.74）を下回る水準となっている。

※（1）及び（2）については、水産業協同組合統計表より算出

主たる技能・産業分類に係る追加理由

<主たる技能：エクステリア施工>

分野有効求人倍率：5.02 業務区分（有効求人倍率）：6.41

追加理由（必要性、背景、経緯等）

- 建設分野では、育成就労制度において従事することができる業務を「土木区分」「建築区分」「ライフライン・設備区分」の3つの業務区分ごとに設定しており、分野別運用方針（令和8年1月閣議決定）において、これら3つの業務区分を含む令和10年度末における建設分野全体での人手不足数を約36万人程度としているところ。
- この点、既にエクステリア施工は「建築区分」に含まれていることから、現行の分野別運用方針に基づき育成就労外国人を従事させることが可能ではあるものの、業界団体の調べでは約9割程度の企業が人手不足を実感しており、より円滑な特定技能1号水準の人材確保・育成を図る観点から、かねてより「主たる技能」として位置づけるため、業界団体等と必要な下準備等を行ってきたところ。
- 今般、エクステリア施工における育成就労外国人の育成イメージ（第14回会議資料3-2参照）の検討や育成就労評価試験の準備等、業界団体等との間での必要な下準備等を終えたことから、主たる技能に追加するもの。

<主たる技能：ブロック建築>

追加理由（必要性、背景、経緯等）

- 建設分野では、育成就労制度において従事することができる業務を「土木区分」「建築区分」「ライフライン・設備区分」の3つの業務区分ごとに設定しており、分野別運用方針（令和8年1月閣議決定）において、これら3つの業務区分を含む令和10年度末における建設分野全体での人手不足数を約36万人程度としているところ。
- この点、既にブロック建築は「建築区分」に含まれていることから、現行の分野別運用方針に基づき育成就労外国人を従事させることが可能ではあるものの、業界団体の調べでは約9割程度の企業が人手不足を実感しており、より円滑な特定技能1号水準の人材確保・育成を図る観点から、かねてより「主たる技能」として位置づけるため、業界団体等と必要な下準備等を行ってきたところ。
- 今般、ブロック建築における育成就労外国人の育成イメージ（第14回会議資料3-2参照）の検討等の業界団体等との間での必要な下準備等を終え、技能検定も新たに創設される見込みとなっていることから、主たる技能に追加するもの。

<主たる技能：豆腐製造>

分野有効求人倍率：4.06 業務区分（有効求人倍率）：4.11

追加理由（必要性、背景、経緯等）

豆腐製造業の有効求人倍率は2.79（令和7年度）で、深刻な人手不足の状況にある。
その要因の一つとして、豆腐製造工場は、夏は高温、冬は低温となる作業環境であることが挙げられる。このため、食品製造工場で働きたい人は、豆腐製造工場以外の食品製造工場を選択し、豆腐製造業への就職が進みにくい状況となっている。
一方、ベトナム、カンボジア等の東南アジアの国では、豆腐需要が拡大しており、日本式豆腐の製造技術に対する関心が高い。そのため、日本で豆腐製造技術を習得し、持ち帰ることで自国の豆腐製造業の発展につなげたいとのニーズが高まっていた。
こうした状況を踏まえ、令和7年7月、技能実習制度に「豆腐製造職種」を追加、今般育成就労制度においても主たる技能として「豆腐製造」を追加するもの。

<産業分類：塩製造業>

分野有効求人倍率：4.06 産業分類（有効求人倍率）：4.32

追加理由（必要性、背景、経緯等）

塩製造業では、
生産性向上のための取組として、①製造ラインの機械化、②工程の自動化・AI装置の導入、③DX等による業務効率化、
国内人材確保のための取組として、①賃金・初任給の引き上げ、②労働条件の改善・非正規社員の正社員登用、③定年延長・再雇用の拡充
等を行ってきたところ。
これらの取組を行っても、製塩工場は海水を原料とするため沿岸部の僻地といった人口減少が著しい地域に偏在していることから、人材不足はなお一層厳しさを増しており、また一部の塩製造業者が「飲食料品製造業」として外国人雇用の受入準備を進めていたところ、同分野では塩製造業が対象外であることが明らかとなり、今般業界から追加の要望があったもの。

<主たる技能：フィルム加工（ドライラミネート・押出ラミネート・スリット・製袋・フラットヤーン）>

追加理由（必要性、背景、経緯等）

分野有効求人倍率：2.80 業務区分（有効求人倍率）：2.90

育成就労評価試験の作問等、育成就労制度への追加に必要な検討事項について十分な整理が必要であったため、令和7年度の追加を見送り、令和8年度に主たる技能の追加を行うもの。

<主たる技能：バフ研磨>

追加理由（必要性、背景、経緯等）

分野有効求人倍率：2.80 業務区分（有効求人倍率）：2.90

令和7年度に主たる技能を追加することを検討していたものの、育成就労評価試験の実施体制等、育成就労制度への追加に必要な検討事項について十分な整理が必要であったため、令和7年度の追加を見送り、令和8年度に主たる技能の追加を行うもの。

<主たる技能：タイル製造・衛生陶器成形>

追加理由（必要性、背景、経緯等）

分野有効求人倍率：2.80 業務区分（有効求人倍率）：4.95

令和7年度は、タイル製造作業を技能実習2号移行対象職種への追加を行ったため、業界団体の業務状況等を鑑み、令和8年度に主たる技能の追加を行うもの。

労災発生率一覧

業務区分ごとの度数率（参考値）

所管	分野	業務区分	度数率	統計上の業種名
経済産業省	工業製品製造業	板ガラス加工	2.56	211 ガラス・同製品製造業
		ガラス溶融成形		
農林水産省	漁業	水産物産地卸売市場業	1.52	50～55 卸売業
(参考)全産業平均			2.74	—

(注1) 度数率とは、100 万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者をもって、災害発生の頻度を表したものをいう。実労働時間当たりの労働災害による死傷者数をいう。

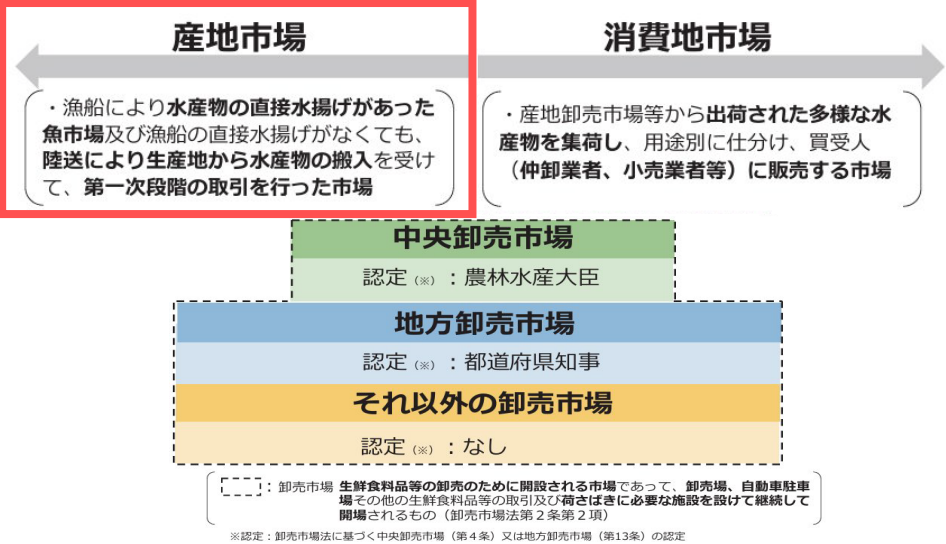
出典:「令和6年労働災害動向調査」(厚生労働省)。事業所調査の有効回答数20,216。

(注2) 度数率の欄には、それぞれの統計のうち、当該業務区分に最も近い業種の度数率を記載しているが、当該業種が業務区分の範囲と必ずしも一致するわけではない。

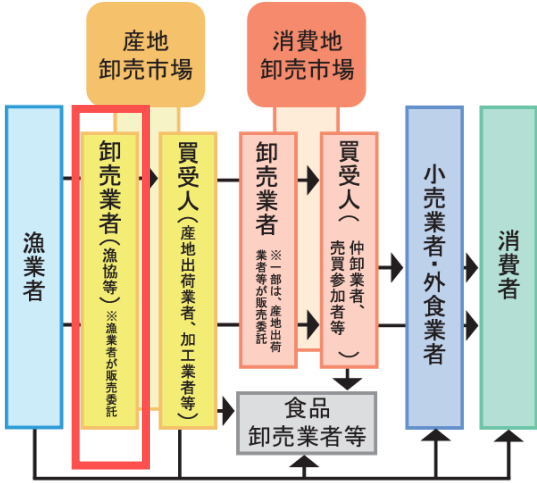
水産物産地卸売市場業区分に係る補足説明資料

水産物産地卸売市場：「漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場」

水産物卸売市場の整理



水産物の一般的な流通経路



	漁業	水産物産地卸売市場業	水産加工業
目的・役割	水産物の採捕（生産）	漁獲物の集荷、価格形成、流通（流通）	原料を加工し、食品を製造（加工）
段階	漁獲～水揚げ	水揚げ後～出荷	仕入れ後
主な事業者	漁業者	漁協、民間卸売会社	水産加工会社
扱う水産物	自ら漁獲した水産物	漁業者から委託された漁獲物	自社が購入した原料
選別・鮮度維持管理	漁獲後の出荷準備 → 漁獲作業に付随する業務 (例) 一部の漁業種類において行われる漁業者が船上で行う選別や作業等の漁獲物の処理	販売・価格形成のため → 主たる業務 (例) 市場職員が産地市場で行う需要を踏まえた魚種・サイズ・品質ごとの選別や魚種に応じた適切な施氷作業等の漁獲物の処理、魚種の特性や需要動向に応じた付加価値向上のための活魚管理及び出荷管理	製造・加工前の準備 → 加工作業に付随する業務 (例) 原料の品質や状態に応じて製品用途ごとに行う選別や品質・安全性を確保するための鮮度維持管理

求人件数や欠員数等の統計は存在しないものの、**有効求人倍率の推移、アンケート結果、ヒアリング結果及び人手不足の推計を総合的に勘案し、外国人材の受入れが必要と判断**

人手不足の状況

- ・ 北海道から沖縄県に至るまで、人口減少が急速に進む沿岸地域に全国で759市場が存在
- ・ 水産庁が昨年実施したアンケートでは、7割以上の市場が「人手不足を感じている」と回答
- ・ 有効求人倍率が過去5年間で概ね2以上
- ・ 実際に関係者から、「人口減少が急速に進む沿岸地域を中心に人材確保が特に困難な状況にあり、**水揚げ作業や荷さばき作業への対応に支障が生じ、鮮度が低下し魚価が下がる事態が発生している**」との声を伺っている

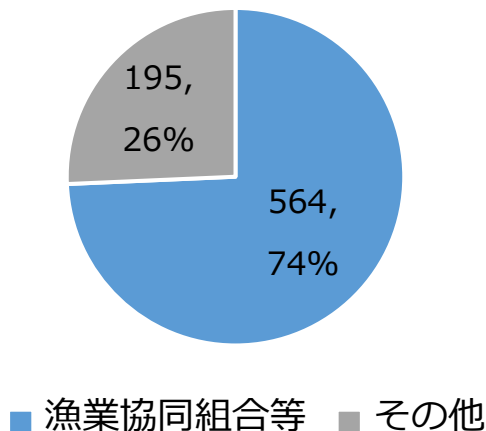
推計

- ・ 従業員数の減少傾向
- ・ 生産性向上や国内人材確保のための取組により確保される人員

を踏まえると、本来必要な人員（約10,000人）のうち、**5年間で約1,000人が不足**と推計

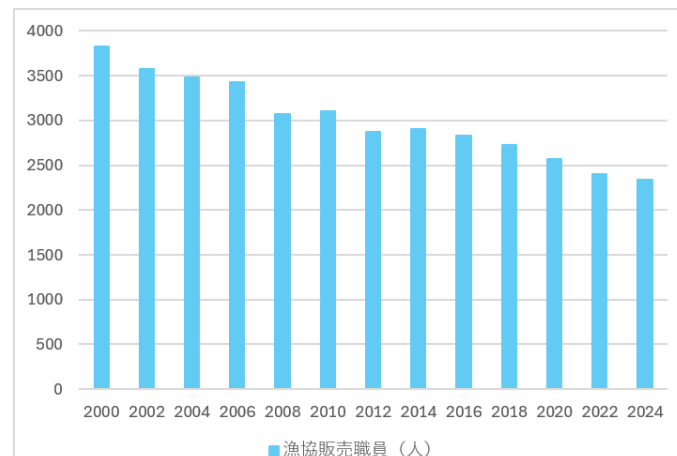
市場開設者の74%を占める漁協においては、販売職員が減少

開設者別の市場数



出典：漁業センサス

漁協販売職員数



出典：水産業協同組合統計表

建設分野における積雪時の除雪作業への従事について

建設分野における積雪時の除雪作業への従事について

- 豪雪地域等においては、「本来業務」たる建設工事とは別個の業務として、地域の建設業者が道路等の除雪作業を請け負う形で、除雪作業にも従事している。
- 現在、建設分野における特定技能外国人及び育成就労外国人は除雪作業に従事できないものの、今後は「関連業務」として「積雪時に一定の期間、継続して」除雪作業にも従事できるようにすべきではないか。



道路除雪のイメージ



買い物施設での除雪イメージ

外国人材が除雪作業に従事できるようにすべき相当性

- 除雪作業は、単なる経済活動の一環としてのみならず、地域社会の存続、社会経済活動の維持、住民生活の安定などを図る観点から行われるものであり、公共性や公益性を有している
- 豪雪地域等では、建設業者が除雪作業を担うのが一般的であり、通常、建設業に従事する日本人も広く従事している
- 建設工事への従事を通じて建設技能者の有している技能が、除雪作業への従事にも活かされる